

## 使用料の見直し（案）

条例の名称	大分県砂防設備使用料等徴収条例
-------	-----------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

別表第1  
 <使用料>

（単位：円）

区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
発電及び工業用水取水設備	箇所/年	10,400	<u>10,600</u>	200
水道及びかんがい用水取水設備（簡易水道用を除く。）	箇所/年	1,800	1,800	0
養魚場用水その他小規模動力用水用取水設備	箇所/年	3,600	<u>3,650</u>	50
電柱及び支柱	本/年	700	<u>710</u>	10
鉄塔	本/基	920	<u>930</u>	10
樋管及び埋設物	m/年	100	100	0
材料置場	m <sup>2</sup> /年	110	110	0
通路及び通路橋	m <sup>2</sup> /年	70	70	0
その他の工作物の敷地	m <sup>2</sup> /年	170	170	0

**【備考】**

改正前後（案）（改正なし）
1 使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。ただし、使用の期間の更新又は延長により月の中途から引き続いて使用を開始する場合の使用料の算定に用いる月数は、その月の翌月から起算する。
2 長さ又は面積の単位未満の数値又は単位未満の端数は、切り上げて計算する。
3 1件の使用料が100円未満の場合は、100円とする。

<採取料>

(単位：円)

区分	単位	料金		
		改定前	改定後(案)	改定見込額
萱及び雑草類	束	39	<u>40</u>	1
笹、柴類	束	50	<u>51</u>	1
芝	m <sup>2</sup>	69	<u>70</u>	1
竹木		時価により算出した額		-

【備考】

改正前後(案) (改正なし)

1 一束は、長さ1m、周り1mとする。

2 面積の単位未満の数値又は単位未満の端数は、切り上げて計算する。

3 1件の採取料が100円未満の場合は、100円とする。